

2年目のアスベスト110番は193件の相談

全国安全センターは、石綿対策全国連絡会議と協力して、昨年7月2日に、はじめての全国一斉「アスベスト・職業がん110番」を開設し、予想をはるかにこえる325件もの相談が寄せられた(91年9月号参照)。相談件数の多さからも、一定、アスベストの恐ろしさについて知られてきたことは確かであるが、相談の内容をみると、漠然と不安を感じているが正確な情報には接していないというものがほとんどであった。

アスベスト問題については、学校の吹き付けアスベスト問題が発端となって広く知られるようになり、昨春の東大工学部での撤去工事中の汚染事故(91年3月末)、首都高速道路でトラックから落下したアスベスト原綿が住宅地に飛散(91年4月12日)などの事件も続き、北海道富良野市のアスベスト採掘場跡地の環境問題(アサヒグラフ91年10月4日号ほか)なども注目された。

造船関係のアスベスト被害について、神奈川県横須賀市で取り上げられてきたが、広島県呉市でも呉共済病院の内科医だった岸本卓巳医師が、100万人に1人ともいわれている中皮腫が患者の中に多いことに気付き調査したところ、昨年までの10年間に19人が中皮腫と診断されたことが判明(うち16人が造船関係者、この研究結果は今年1月にアメリカ胸部疾患学会の学会誌に発表された)。3月の広島県議会でも取り上げ

職業がん110番



アスベスト・職業がん110番

られている。一方で、私たちが1987年以来すすめてきたアスベスト規制法制定をめざす取り組みが大詰めを迎えている。アスベスト規制法制定をめざす会が全面的に協力して日本社会党としての「石綿製品の規制等に関する法律案」ができあがった。くわしくは別稿を参照していただきたいが、いよいよヤマ場を迎えたことは間違いない。

このような情勢を踏まえて、全国安全センターと石綿対策全国連絡会議では、4月28日(一部別期日)に2度目の全国一斉「アスベスト・職業がん110番」を開設した。それによって、アスベスト規制法制定実現に向けた世論を喚起するとともに、110番の相談によって明らかにされた実態を法案審議の中に生かしていこうというものである。今回実施したのは下記の11都府県14か所である(昨年は12都府県14か所)。

東京/全国安全センター(石綿対策全国連絡

会議と全国安全センター、東京東部労災職業病センターのスタッフ)、神奈川—横浜・横須賀／社団法人神奈川労災職業病センター、新潟／財団法人新潟県安全衛生センター、大阪／関西労働者安全センター、兵庫／尼崎労働者安全衛生センター(5月3～5日実施)、広島／広島県労働安全衛生センター、愛媛—新居浜／愛媛労働災害職業病対策会議、—松山／愛媛県建設労働組合(4月29日実施)、高知／財団法人高知県労働安全衛生センター、熊本／熊本県労働安全衛生センター、大分—大分・佐伯／社団法人大分県勤労者安全衛生センター、宮崎／旧松尾鉱山被害者の会

がんと診断された本人からの相談も数件あった。いずれも深刻な事例で、新聞報道された21日に相談が寄せられたケースは、パッキン製造メーカーの退職者で「悪性腹膜中皮腫であると1週間もつかどうかと主治医から言われている」との家族からの相談だったが、4月25日に死亡。同僚の方からも相談が寄せられ、死亡労働者の労災申請と退職者の健康管理の相談を並行して継続している。

前回同様、医療機関を紹介し、じん肺の管理区分の申請や、今後の健康管理の体制につながったものも少なくない。

アスベストの職業暴露を受けた労働者に発生

地域別の相談の結果は別表のとおり。全体で193件と昨年の6割程度にとどまったが、職業曝露による健康被害の相談が約4割。職業曝露以外の健康被害の問題では、親戚の男性(43歳)が肺がんと診断されたが、以前住居の傍らで石綿工場が操業していた、という相談もあった。

職業曝露による健康被害の相談事例のうち集計可能な70件について、①相談者と被災者の関係、②被災者の年齢、③申告病名、④業種・職種について分類したものを掲げた(昨年の140件についての内訳も表示)。業種、職種はやはり多岐にわたり、パン製造工場(パン焼釜にアスベスト使用)、印刷関係でアスベスト含有タルクを使用、障害者の共同作業所で自動車用ガスケットの仕上げ作業を請負、潜水作業(アスベストを吸うと肺が強くなると言われ仕事の前に吸っていた?)などというものもあった。

今回、死亡事例は少なかったが、

アスベスト・職業がん110番地域別相談件数

実施地域	今回	①	②	前回	①	②
東京	68	20	48	126	36	90
神奈川	横浜	15	5	10	28	13
	横須賀	3	2	1	—	—
新潟	1	1	0	6	1	5
京都	—	—	—	14	7	7
大阪	21	7	14	78	43	35
兵庫	尼崎	32	19	13	—	—
広島		7	3	4	12	6
愛媛	松山	7	4	3	24	14
	新居浜	7	2	5	10	
高知		9	2	7	10	3
熊本		2	0	2	2	1
長崎	佐世保	—	—	—	5	3
大分	大分	3	1	2	8	4
	佐伯	3	3	0	1	
宮崎	日向	15	5	10	1	0
合計	193	74	119	325	131	194

今回は92年4月28日(一部別)、前回は91年7月2日実施分

- ① 職業曝露による健康被害の相談
- ② その他の問題(主に自宅建物の問題等)

した肺がん、悪性中皮腫についての労災補償状況は別表のとおり。89年度の19件から90年度の16件に減っているが、これまでわれわれが指摘してきたように、意識的な掘り起こしが進められないと、アスベストによる健康被害の実態は闇に埋もれたままになるということであろう。

全国安全センターの関係では、アスベストによる肺がん、悪性中皮腫については、110番後に労災認定された事例が5ケース(別掲の事例①～⑤)、また、死亡された被災者の損害賠償請求を行って解決した事例も報告されている(事例⑧)。現在労災申請中のものが2ケース(同事例⑥～⑦)あり、今回の相談事例からも申請に取り組むケースが出てくることは確実だ。

この間の経験で、アスベストによる健康被害

の労災認定に取り組むにあたっては、いくたの困難があることも判明してきた。第一に、事業主の協力が得られないために、申請そのものが困難を来したり、認定までに時間がかかったりすること。アスベストによる健康被害に対する理解が少ないだけでなく、在職中ではなく離職後に発病する場合も多いことから責任を逃れようとする傾向があること。事例③、④では、事業主の非協力のため、家族の将来のことを考え、認定を心待ちしていた被災者の存命中には認定が得られなかった。死亡事例では、在職中のアスベスト曝露の状況を遺族の努力だけで明らかにすることは困難が伴う。

第二に、医療サイドでも、アスベスト曝露と健康被害の関係についての理解が十分でなく、

① 被災者との関係

	今回	前回
本人	52	86
妻	12	31
娘	4	4
息子	0	2
母	0	4
他	1	3
不明	1	0
合計	70	140

② 被災者の年齢

	今回	前回
40歳未満	3	4
40～49歳	7	13
50～59歳	10	22
60～69歳	8	19
70～79歳	5	9
80歳以上	1	1
不明	36	72
合計	70	140

③ 申告病名(前回分は複数回答有)

	今回	前回
肺がん	6(2)	14(7)
悪性中皮腫	3(2)	8(7)
がん性腹膜炎	0(0)	1(1)
アスベスト胸水	0(0)	1(1)
石綿肺	2(0)	3(1)
じん肺	15(1)	21(1)
肺気腫	0(0)	4(1)
慢性気管支炎	0(0)	3(0)
肺結核	1(0)	3(0)
胃がん	0(0)	1(0)
肝臓がん	1(1)	1(1)
食道がん	2(0)	0(0)
右肺腫瘍	1(0)	0(0)
良性中皮腫	0(0)	1(0)
肺炎	1(1)	1(0)
肺浸潤	1(0)	1(0)
胸膜炎	2(0)	0(0)
不明・なし	35(0)	81(0)

④ 業種・職種

	今回	前回
建設	10	21
断熱・保温・配管	5	12
石綿製品製造	12	12
造船・海軍工廠	5	7
吹き付け	4	5
解体	4	5
自動車	2	5
自動車修理	1	3
電気工事	1	3
ボイラー	3	3
溶接	3	3
板金	1	3
船員	0	2
電力	0	2
化学	1	2
製鉄	0	2
その他製造業	2	16
その他・不明	16	34

医学的証明が得にくいこと。肺がん等と診断されながら、アスベスト曝露との関係も、労災補償の対象となることも知らさ

アスベストによる肺がん・悪性中皮腫の労災補償状況

年度	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	計
件数	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	110

れずに、放置されているケースは多いと思われる。

第三に、がん等を本人に告知しにくいための労災手続の困難、「身内からがんの患者が出たことを知られたくない」などという意識が根強く残っていることも障害となっている。

アスベストによる健康被害は、暴露から20～30年もたってから石綿肺、肺がん、悪性中皮腫等を引き起こすものであり、規制法が制定されたとしても過去の、また既存のアスベストによる健康被害を看過するわけにはいかない。日本における被害の大量発生はこれからである。私たちは、当面、労災保険というかたちでまがりなりにも法定補償制度が存在する職業曝露による健康被害の救済に精力を注いでいるが、上記のような問題点について事例を増やして、労災認定の改善について労働省に申し入れていきたい。さらに、石綿鉱山や石綿製品を扱う事業場の周囲の住民への曝露や日常生活の中での石綿製品の曝露等による健康被害の問題も重要である。アスベストによる健康被害の実態の掘り起こしは、今後とも進めていかなければならないと考えている。 ■

昨年(91年)のアスベスト110番実施
後に労災認定された事例等

【事例①】谷口寿夫氏(腹膜中皮腫 1991年7月3日死亡 64歳)→91年12月号参照

日本エタニットパイプ高松工場(約30年間、石綿コンクリート管(水道管など)の製造に従事)82年に工場閉鎖。その後、生命保険会社の集金をしてきたが、91年3月末頃に下腹部がはるよ

うで近医受診。5月にY総合病院に入院、検査の結果胸膜中皮腫と診断され、医師からはアスベスト作業の経験がないか聞かれる。家族が110番に相談した翌日、本人は死亡。91年10月に高松労働基準監督署で業務上認定。愛媛労災職業病対策会議や全建総連香川県建設労働組合等が協力した。

【事例②】K(悪性胸膜中皮腫 1990年6月29日死亡 79歳 女性)→92年1月号参照

三菱重工業横浜造船所の船内下請・三上船舶で船内清掃業務に20年間従事(1967年退職)。エンジンルームやボイラー内の作業でアスベストに暴露。Kさんも作業をしたことがある、横浜・山下公園に係留中の氷川丸には今もアスベストが残る。89年6月頃から右胸部の痛みが現れ、横浜船員保険病院を受診、入院を繰り返し3度目の入院から3カ月弱の90年6月29日、悪性胸膜中皮腫のため死亡した。横浜北労働基準監督署で91年12月業務上認定。

【事例③】A(悪性胸膜中皮腫 1990年3月 日死亡 53歳)→92年5月号参照

1957年より配管工事に従事(神奈川県横須賀市在住)、石綿を含んだ耐火パイプの切断や石綿を含んだ養生シートの使用等で石綿粉じんを吸い込んだ。87年9月に横須賀共済病院で悪性胸膜中皮腫と診断され、90年3月、死亡。

本人生存中の89年10月に療養・休業補償給付を、90年12月には遺族補償給付を横須賀労働基準監督署に請求。医学的因果関係は明白だったが、勤め先が転々としており、いずれの元請企業も責任(アスベスト曝露の事実)を認めようとしないため、事業主証明を得るべき事業主を確定できずに決定が遅れた。

本人死亡(90年3月)後の91年6月になって、87年5月から9月に従事した自衛隊横須賀地区病院新築工事の元請・S工業を最終粉じん職場とすることになり、東京の中央労基署に移管。92年1月に業務上認定された。

【事例④】大内久氏(肺がん 1991年3月 日死亡 64歳)→92年5月号参照

住友重機械工業浦賀造船所に勤務。機関艙装関係の重量物運搬工として、機関室、ボイラー室内等でアスベストに曝露。87年6月に横須賀共済病院で肺がんと診断され、肺切除手術。

本人からの再三の労災手続き協力依頼に、ようやく動いた会社は当初、退職後2年間くらいしか働いていない下請企業(粉じんとあまり関係ない作業)の事業主証明で「じん肺管理区分申請」を行ったが、神奈川労働基準局では「じん肺所見なし」という判定で、本人も一度は労災申請を断念(この場合のじん肺管理区分申請は間違い)。あらためて、療養・休業補償を横須賀労働基準監督署に請求した。このケースも、医学的因果関係は明白であったが、住友重機、下請とも事業主証明を拒否したため、調査に時間がかかった。91年3月死亡。92年3月に業務上認定。

事例②～事例④は神奈川労災職業病センターが協力。

【事例⑤】大塚熊太郎氏(悪性胸膜中皮腫瘍 1992年2月1日死亡 74歳)→92年6月号参照

1942年から秋山ゴム、同社倒産後は新大阪ゴム(62年から73年の倒産まで)に勤務。製練(ロール)、加硫、成型等各種業務に従事してきたが、打ち粉や充填剤として使用されているタルクに含まれていた(と推定される)アスベストに曝露。90年1月に市立堺病院に入院、石綿肺、悪性胸膜中皮腫と診断され、1992年2月死亡。関西労働者安全センターが協力して労災申請し、92年4月、堺労働基準監督署で業務上認定。

【事例⑥】H(肺がん 1989年7月27日死亡 76歳)

1961年から75年の14年間、M工業に在職し、主にI造船所構内で修繕船専門の保温工として働いた。ボイラー、タービンの解体の際などに大量の石綿粉じんを吸入したと思われる。87年、町役場の検診で肺繊維症と診断され、K共済病院受診(肺がんの診断)。89年7月21日に入院し1週間後に死亡。広島労働安全衛生センターが協力して、K労働基準監督署に労災申請中。

【事例⑦】森武光氏(肺がん 1990年11月19日死亡 67歳)→92年2月号参照

船内電気艙装工として、戦前から、三菱長崎造船所、石川島播磨、住友重機浦賀造船所など、あちこちの造船所を転々としながら働いてきた。90年3月に横須賀共済病院受診、肺がんと診断され、90年11月に死亡。神奈川労災職業病センターが協力して横須賀労働基準監督署に労災申請中。

【事例⑧】K(石綿肺 1991年6月8日死亡 40歳)→92年3月号参照

高校卒業後すぐの1959年から63年にかけての4年間、石綿大手N社O工場(奈良県)で石綿を扱う作業に従事。

その後転職して国家公務員になったが、83年頃から症状出現、85年に奈良県立医大病院に入院。石綿肺と診断され、翌年9月にじん肺管理区分4の決定を受けて療養することになった。しかし、症状は悪化し、91年春頃には最悪の状態となり、入院生活が続いた後、6月に死亡(死亡診断書記載の直接死因は石綿肺)。

自らの病態を知った上で闘病した心情を綴ったノートが残されたが、死亡したときは労災補償の手続きをするように書かれていた。労災申請の手续と合わせてN社に損害賠償を請求。関西労働者安全センターと弁護士が協力して、91年12月に和解が成立した。